仲介手数料について（予告）

令和３年度より、工賃・賃金向上のための営業担当者の配置やモール型ＥＣサイトの構築を行い、それに伴う補助金を増額していただきましたが、令和６年度以降大幅な赤字になることが予想され、法人運営さえ危ぶまれます。

それを受け、去る６月１３日（月）に開催されました総会において、法人運営安定化のため下記の３点が全会一致で可決・承認されました。

① 会員事業所様手数料を５％から段階的引上げ１０～１５％へ
② 会員事業所様と非会員事業所様の不公平性は是正し、非会員様手数料は会員事業所様手数料に５％を上乗せ　（会員施設５％の場合非会員施設は10%）
③ 非会員事業所手数料徴収開始時期…令和４年度内

※手数料率や開始時期は今後、理事会にて協議し、県報告後、速やかにホームページにてお知らせいたしますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。
これを機に、当会への入会及び仲介手数料契約のご検討をいただければ幸いでございます。

令和４年７月

特定非営利活動法人 共同受注窓口みえ
理 事 長　　松　村　　浩